

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市通院費助成金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	人工透析を受けている者及び特定疾患等により患っている者に対し、治療をするための通院に要する交通費の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的に、助成金を交付する
補助事業者	(1) 人工透析を受けている者 (2) 厚生労働省が定める特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する特定疾患の認定を受けた患者 (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病の認定を受けた者 (4) 児童福祉法に規定する小児慢性特定疾患の認定を受けた者
補助対象経費	バス、船、鉄道を最も合理的な経路かつ方法により利用した場合の交通費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	8,739千円（予算額）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	バス、船、鉄道を最も合理的な経路かつ方法により利用した場合の額を規準とし、対応する補助率（50%～85%）を乗じて得た額に通院日数を乗じて得た額
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 対象者は継続して通院が必要であり、障がい者本人やその家族の経済負担を軽減し、疾病治療の促進を図る必要があるため
数値目標等	B 数値化不可
	助成対象者100%を目標値とする
	○目標に対する費用対効果（計算式） 通院に要した交通費を一部助成することで、本人やその家族の経済的負担を軽減するとともに、疾病治療の促進を図ることができる
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成16年3月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） HPで周知し、随時受付
事業担当	（担当部署） 社会福祉課
	（電話番号） 0259-63-5113